

平成13年事業所・企業統計調査の概要

1 調査の目的及び沿革

平成13年事業所・企業統計調査は、個人経営の農林漁業を除く、製造業、卸売・小売業、飲食店、サービス業など全国のすべての事業所を対象として、事業の種類、経営組織、従業者数などを調査し、我が国の事業所の地域別、産業別、従業者規模別などの分布の実態を明らかにするものであり、国を始め都道府県、市町村における各種施策のための基礎資料を提供するとともに、事業所や企業を対象とする各種統計調査のための母集団資料を提供するものである。

この調査は、統計法に基づく指定統計調査（指定統計第2号）として、昭和22年に開始され、翌23年に2回目の調査が行われた。調査は13回目の56年調査まで3年ごとに実施され、その後、5年ごとに行われてきており、今回の調査は18回目にあたる。

2 調査の期日

調査は、平成13年10月1日現在で実施した。

3 調査の範囲

調査期日において、我が国に所在する全ての事業所のうち、次に掲げる事業所を除く事業所とした。

- (1) 日本標準産業分類における「大分類A - 農業」、「大分類B - 林業」及び「大分類C - 漁業」に属する個人経営の事業所並びに「中分類74 - 家事サービス業」及び「中分類96 - 外国公務」に属する事業所
- (2) 収入を得て働く従業者がいない事業所
- (3) 休業中で、かつ従業者がいない事業所
- (4) 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいない事業所
- (5) 劇場、運動競技場、駅の改札口内などの有料施設のうち、産業小分類767「公園、遊園地」以外の施設の中に設けられている事業所
- (6) 家事労働の傍ら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人の世帯

4 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位とした。単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所とした。

なお、事業所としての取扱いに関し、次に掲げるものについては、特例を設けた。

(1) 建設業

作業の行われている工事現場、現場事業所などは、それらを直接管理している本社、支店、営業所、出張所などの事業所に含めて調査した。

(2) 運輸業

鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを1事業所とした。

ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任者のいる事業所に含めて調査した。

(3) 学校

小学校、中学校などが併設されている場合は、それぞれを1事業所とした。

したがって、同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所とした。

ただし、高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校に含めて調査した。

(4) 国及び地方公共団体等の機関

国及び地方公共団体等の機関については、法令により独立の機関として設置されている機関を1経営主体とみなし、それぞれの場所ごとに1事業所とした。

5 調査の方法

調査は、甲調査及び乙調査に分けて実施した。

(1) 甲調査

民営の事業所を対象とした全数調査で、調査員が調査票を配布し、収集する方法により行った。

(2) 乙調査

国及び地方公共団体の事業所を対象とした全数調査で、各府省庁等の長、地方公共団体の長などを通じて調査を行った。

なお、独立行政法人は乙調査により調査した。

6 利用上の注意

(1) この報告書は、岡山市において独自に集計したもので、総務省統計局から公表される数値と異なることがある。

(2) この統計表は、単位未満を四捨五入しているため、合計数値と内訳数値の計は一致しない場合がある。

(3) この統計表の符号の用法は、次のとおりである。

(-) 該当数字なし、皆無

(...) 不詳、資料なし

(0.0) 単位未満

() 減少

(4) この報告書の学区別集計の学区は、事業所基本調査区を学区に最も近い形で振り分けたものである。